

## 建築行為等の手続について

土地区画整理事業が完了（換地処分公告がある日）するまでの間、仮換地先で次の行為を行うときは、許可（土地区画整理法第76条の規定に基づく許可）が必要になります。

- 1) 土地の形質の変更（盛土・土砂瓦礫等の搬入堆積・掘削等）
- 2) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築
- 3) 重量が5トン以上の物件の設置若しくは堆積

### （注意）

この許可を受けないでこれらの行為をした場合、又は許可条件に違反した場合は、許可権者から原状回復命令又は除却命令が出されます。この命令に違反した場合は、処罰を受けることになります。

各種添付図面には、以下に示す必要事項を記入又は添付してください。

付近見取り図	方位、道路、目標地物、申請地の位置
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内建築物の位置、申請に係る建築物等と他の建築物等との別、敷地に接する道路の位置・幅員、供給処理施設の系統表示、宅盤高さ、垣・柵・カーポート等の工作物の位置
平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁及び開口部の位置、建物求積図（表）

### 【注意事項】

- 1 申請には「仮換地証明書」又は「保留地証明書」が各2部必要になりますので、水戸市東前地区開発事務所へ申請してください。（無料）なお、交付まで1週間程度を要します。  
複数の所有者の仮換地にまたがる申請の場合、それぞれの仮換地の証明書を添付してください。
- 2 申請者が代理人の場合は、委任状が必要です。
- 3 土地所有者と法76条申請人が異なる場合は、土地所有者の承諾書等が必要です。未相続地の場合は、相続関係図と戸籍関係の書類を添付してください。（コピー可）
- 4 配置図及び平面図は、許可を受けようとする建築物、工作物等を全て記入してください。（既存の物件が記載されている場合は、「既設」の明示をお願いします。）
- 5 配置図には、
  - ・申請建物から供給処理施設（雨水・汚水・ガス・上水道）までの系統、宅盤の高さを記載してください。
  - ・敷地乗り入れのスロープ部分やカーポート等の切下げ部分の表示をしてください。
  - ・道路境界からそれぞれの申請物件壁面の最短部分の距離の記載をしてください。
  - ・複数の道路に隣接する場合には、それぞれの道路からの最短距離を記入してください。（カーポートは柱面）
- 6 道路の名称表示について、既認定道路（市管理道路）の場合は「市道〇〇〇号線」、未整備若しくは工事中の未認定道路（東前地区開発事務所管理道路）は「建築基準法第42条第1項第2号道路」とし、整備済の未認定道路の場合は「土地区画整理法による道路」と記載してください。
- 7 申請書の受付から許可書の交付までに1週間程度を要します。（土、日曜日及び手直し期間を除く）